

# 新シルクロード経済圏ファンド

追加型投信／海外／株式



●本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みいただき、ご自身でご判断ください。

●ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は、委託会社のホームページで閲覧、ダウンロードできます。また、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

●本書には約款の主な内容が含まれていますが、約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

●ファンドの基準価額、販売会社などについては、以下の委託会社の照会先にお問い合わせください。

<委託会社>[ファンドの運用の指図を行なう者]

日興アセットマネジメント株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第368号

ホームページ アドレス [www.nikkoam.com/](http://www.nikkoam.com/)

コールセンター 電話番号 0120-25-1404 (午前9時～午後5時。土、日、祝・休日は除きます。)

<受託会社>[ファンドの財産の保管および管理を行なう者]

三井住友信託銀行株式会社

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者(受益者)の意向を確認いたします。
- ファンドの財産は、信託法(平成18年法律第108号)に基づき受託会社において分別管理されています。
- この目論見書により行なう「新シルクロード経済圏ファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2025年6月10日に関東財務局長に提出しており、2025年6月11日にその効力が発生しております。

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	株式	その他資産 (投資信託証券 (株式一般))	年1回	グローバル (除く日本)	ファミリー ファンド	なし

商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご参照ください。  
※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### <委託会社の情報>

委 託 会 社 名	日興アセットマネジメント株式会社
設 立 年 月 日	1959年12月1日
資 本 金	173億6,304万円
運用する投資信託財産の 合 計 純 資 産 総 額	29兆2,649億円 (2025年3月末現在)

# ファンドの目的・特色

## ファンドの目的

主として、世界の金融商品取引所に上場されており、ユーラシア諸国（日本を除くアジア、中東、東欧、ロシアなど、以下「新シルクロード経済圏」とします。）に本拠を置いている企業もしくは主要な経済活動を行なっている企業の株式に投資を行ない、中長期的な信託財産の成長をめざして運用を行なっています。

## ファンドの特色

1

### 新シルクロード経済圏の国・地域の株式を主な投資対象とします。

- 世界の金融商品取引所に上場されており、新シルクロード経済圏（日本を除くアジア、中東、東欧、ロシアなど）の国・地域に本拠を置いている企業もしくは主要な経済活動を行なっている企業の株式（預託証券を含みます。）を主な投資対象とします。
- 外貨建資産への投資にあたっては、原則として為替ヘッジは行ないません。

2

### 域内の成長加速や連携強化などに伴ない、高成長が期待される企業を厳選します。

- 新シルクロード経済圏で進むインフラ投資や、生活水準の向上などに伴ない拡大する消費・サービスに加え、域内でのヒト・モノ・カネの流れの活発化などを背景に拡がりが期待される新ビジネスなどの分野にも着目します。
- 個別銘柄の時価総額規模にとらわれることなく、魅力的な銘柄を厳選します。

3

### グローバルに展開する日興アセットマネジメント・グループ\*1 の総力を結集します。

\*1 2025年9月1日、社名変更に伴ない、日興アセットマネジメント・グループは「アモーヴァ・アセットマネジメント・グループ」に変更となります。

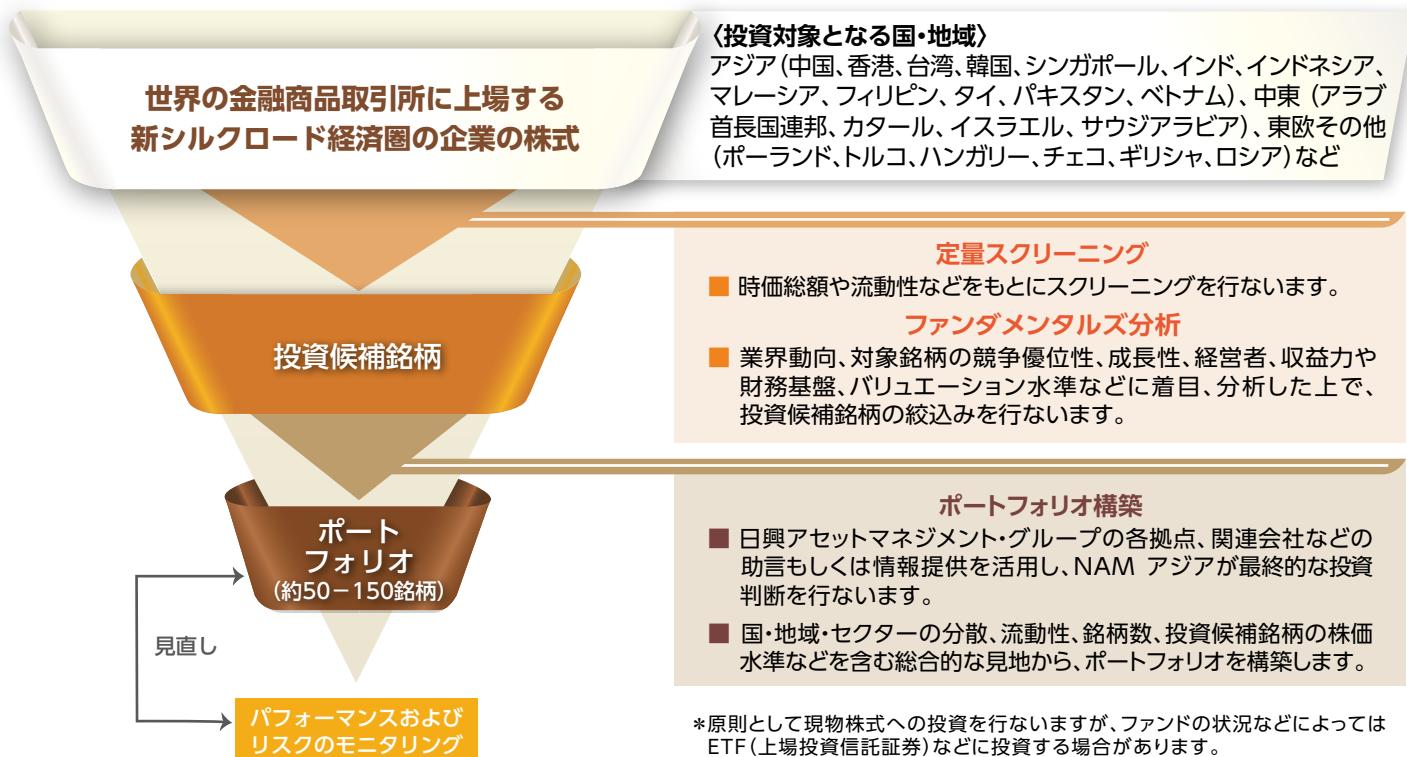
- 日興アセットマネジメント・グループのグローバルなネットワークを活用して得た情報・分析に加え、イノベーションにフォーカスした調査に強みを持つ、米国のアーク・インベストメント・マネジメント・エルエルシーからの情報を、シンガポールに拠点を置く日興アセットマネジメント アジア リミテッド(NAM アジア)\*2に集約します。
- NAM アジアがマザーファンドの運用を行ないます。

\*2 2025年9月1日、日興アセットマネジメント アジア リミテッド(NAM アジア)は「アモーヴァ・アセットマネジメント・アジア リミテッド(アモーヴァアジア)」に社名変更します。

※市況動向および資金動向などにより、上記のような運用が行なえない場合があります。

## 運用プロセス

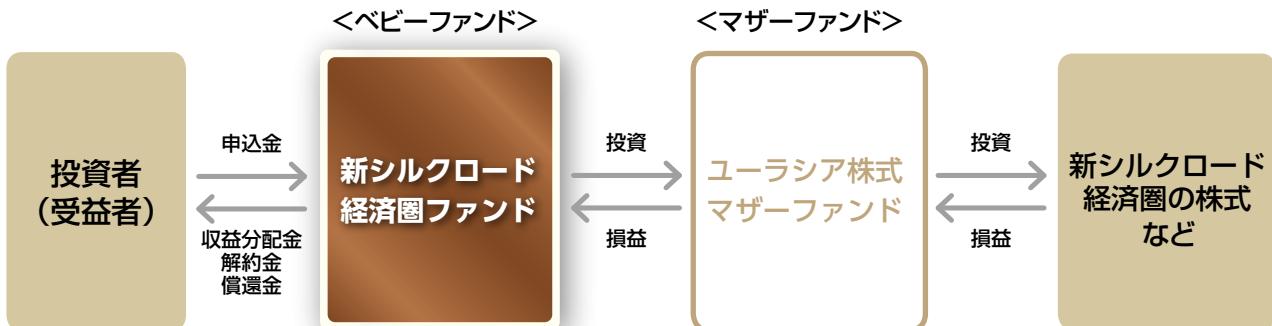
- 当ファンドの主な投資対象であるマザーファンドの運用を行なうNAM アジアの運用プロセスは、以下の通りです。



※上記は2024年9月末現在の運用プロセスおよび投資対象国・地域であり、将来変更となる場合があります。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドは、主にマザーファンドに投資するファミリーファンド方式で運用を行ないます。



### ■主な投資制限

- ・株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ・外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

### ■分配方針

- ・毎決算時に、分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向などを勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行なわないこともあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

当ファンドの投資にあたっては、主に以下のリスクを伴ないます。基準価額変動リスクの大きいファンドですので、お申込みの際は、当ファンドのリスクを充分に認識・検討し、慎重に投資のご判断を行なっていただく必要があります。

## 基準価額の変動要因

投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金を割り込むことがあります。ファンドの運用による損益はすべて投資者(受益者)の皆様に帰属します。なお、当ファンドは預貯金とは異なります。

当ファンドは、主に株式を実質的な投資対象としますので、株式の価格の下落や、株式の発行体の財務状況や業績の悪化などの影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。また、外貨建資産に投資する場合には、為替の変動により損失を被ることがあります。

主なリスクは以下の通りです。

### 価格変動リスク

- 株式の価格は、会社の成長性や収益性の企業情報および当該情報の変化に影響を受けて変動します。また、国内および海外の経済・政治情勢などの影響を受けて変動します。ファンドにおいては、株式の価格変動または流動性の予想外の変動があった場合、重大な損失が生じるリスクがあります。
- 新興国の株式は先進国の株式に比べて、また中小型株式は株式市場全体の平均に比べて価格変動が大きくなる傾向があり、基準価額にも大きな影響を与える場合があります。

### 流動性リスク

- 市場規模や取引量が少ない状況においては、有価証券の取得、売却時の売買価格は取引量の大きさに影響を受け、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、あるいは、価格の高低に関わらず取引量が限られてしまうリスクがあり、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。
- 新興国の株式は先進国の株式に比べて、また中小型株式は株式市場全体の平均に比べて市場規模や取引量が少ないとため、流動性リスクが高まる場合があります。

### 信用リスク

- 投資した企業の経営などに直接・間接を問わず重大な危機が生じた場合には、ファンドにも重大な損失が生じるリスクがあります。デフォルト(債務不履行)や企業倒産の懸念から、発行体の株式などの価格は大きく下落(価格がゼロになることもあります。)し、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。

### 為替変動リスク

- 外貨建資産については、一般に外国為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には、ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。
- 一般に新興国の通貨は、先進国の通貨に比べて為替変動が大きくなる場合があります。

## カントリー・リスク

- 投資対象国における非常事態など(金融危機、財政上の理由による国自体のデフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)を含む市況動向や資金動向などによっては、ファンドにおいて重大な損失が生じるリスクがあり、投資方針に従った運用ができない場合があります。
- 一般に新興国は、情報の開示などが先進国に比べて充分でない、あるいは正確な情報の入手が遅延する場合があります。
- 上海や深センのストックコネクト(株式相互取引制度)を通じた中国A株への投資においては、取引可能な銘柄が限定されていることに加えて、投資枠や取引可能日の制約、長期にわたって売買停止措置がとられる可能性などにより、意図した通りの取引ができない場合があります。また、ストックコネクト特有の条件や制限は、今後、中国当局の裁量などにより変更となる可能性があります。さらに、ストックコネクトにおける取引通貨はオフショア人民元となり、QFII制度の取引通貨である中国本土のオンショア人民元の為替レートの値動きとは乖離する場合があります。こうした要因から、ファンドの基準価額に影響を与える可能性があります。

## 有価証券の貸付などにおけるリスク

- 有価証券の貸付行為などにおいては、取引相手先リスク(取引の相手方の倒産などにより貸付契約が不履行になったり、契約が解除されたりするリスク)を伴ない、その結果、不測の損失を被るリスクがあります。貸付契約が不履行や契約解除の事態を受けて、貸付契約に基づく担保金を用いて清算手続きを行なう場合においても、買戻しを行なう際に、市場の時価変動などにより調達コストが担保金を上回る可能性もあり、不足金額をファンドが負担することにより、その結果ファンドに損害が発生する恐れがあります。

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

## その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- 当ファンドは、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはなりません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し、短期間で解約資金の手当てをする必要が生じた場合や、主たる取引市場において市場が急変した場合などに、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格どおりに取引できないリスク、評価価格どおりに売却できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金の申込みの受付を中止する可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- 分配金は、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した運用収益を超えて支払われる場合があります。投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。

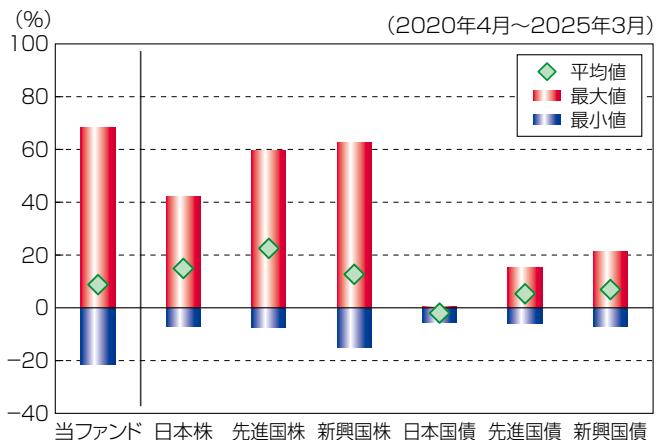
## リスクの管理体制

- 運用状況の評価分析および運用リスク(流動性リスクを含む)の管理ならびに法令などの遵守状況のモニタリングについては、運用部門から独立したリスク管理/コンプライアンス業務担当部門が担当しています。
- 上記部門はリスク管理/コンプライアンス関連の委員会へ報告/提案を行なうと共に、必要に応じて運用部門に改善案策定の指示などを行ない、適切な運用体制を維持できるように努めています。

※上記体制は2025年3月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

## (参考情報)

### 当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



### (当ファンドと他の代表的な資産クラスの平均騰落率、年間最大騰落率および最小騰落率(%)

	当ファンド	日本株	先進国株	新興国株	日本国債	先進国債	新興国債
平均値	8.8%	14.9%	22.5%	12.7%	-2.0%	5.3%	6.9%
最大値	68.3%	42.1%	59.8%	62.7%	0.6%	15.3%	21.5%
最小値	-21.4%	-7.1%	-7.4%	-15.2%	-5.5%	-6.1%	-7.0%

※上記は当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※上記は2020年4月から2025年3月の5年間の各月末における直近1年間の騰落率の最大・最小・平均を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示したものです。当ファンドの騰落率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

### <各資産クラスの指数>

日本株……TOPIX(東証株価指数)配当込み

先進国株……MSCI-KOKUSAIインデックス(配当込み、円ベース)

新興国株……MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)

日本国債……NOMURA-BPI国債

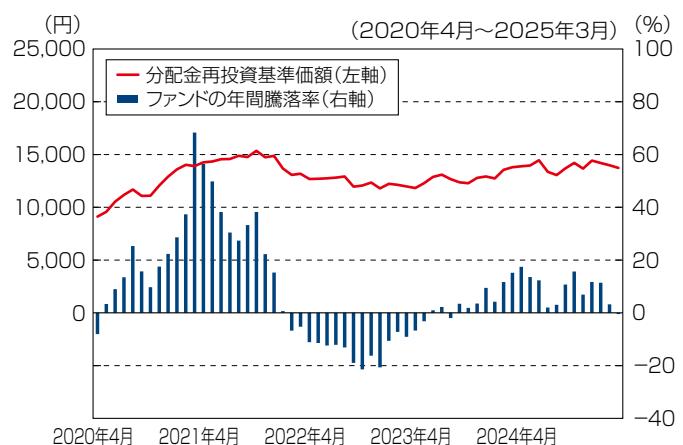
先進国債……FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債……JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド  
(円ヘッジなし、円ベース)

※海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

※上記各指数の著作権等の知的財産権その他一切の権利は、各指数の算出元または公表元に帰属します。

### 当ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



※基準価額は運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

※分配金再投資基準価額は、2020年4月末の基準価額を起点として指数化しています。

※当ファンドの分配金再投資基準価額および年間騰落率(各月末における直近1年間の騰落率)は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算した理論上のものであり、実際の基準価額および実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

## 基準価額・純資産の推移



基準価額 ..... 13,736円  
純資産総額 ..... 42.07億円

※基準価額は、運用管理費用(信託報酬)控除後の1万口当たりの値です。

## 分配の推移(税引前、1万口当たり)

2020年9月	2021年9月	2022年9月	2023年9月	2024年9月	設定来累計
0円	0円	0円	0円	0円	0円

## 主要な資産の状況

## &lt;資産構成比率&gt;

組入資産	比率
株式等	94.9%
うち先物	0.0%
現金その他	5.1%

※マザーファンドの投資状況を反映した実質の組入比率で、対純資産総額比です。

## &lt;国・地域別組入上位5カ国&gt;

	国・地域名	比率
1	中国	30.9%
2	台湾	16.6%
3	インド	13.0%
4	イスラエル	10.1%
5	韓国	7.8%

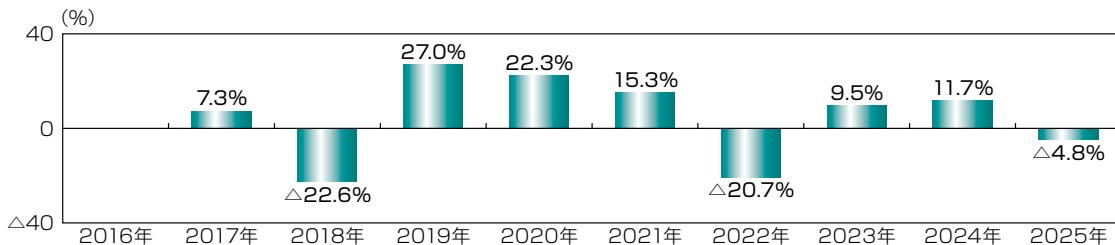
※マザーファンドの対純資産総額比です。

## &lt;組入上位10銘柄&gt;(銘柄数:50銘柄)

	銘柄名	通貨	国・地域名	業種	比率
1	TAIWAN SEMICONDUCTOR MANUFACTURER	新台灣ドル	台湾	情報技術	6.6%
2	ALPHA SERVICES AND HOLDINGS	ユーロ	ギリシャ	金融	4.1%
3	SAMSUNG ELECTRONICS CO LTD	韓国ウォン	韓国	情報技術	3.8%
4	ICICI BANK LTD	インドルピー	インド	金融	3.4%
5	ELBIT SYSTEMS LTD	アメリカドル	イスラエル	資本財・サービス	3.4%
6	MEDIATEK INC	新台灣ドル	台湾	情報技術	3.3%
7	SHENZHEN INOVANCE TECHNOLOGY	中国元	中国	資本財・サービス	2.9%
8	WIX.COM LTD	アメリカドル	イスラエル	情報技術	2.9%
9	CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	アメリカドル	イスラエル	情報技術	2.8%
10	ADVANTECH CO LTD	新台灣ドル	台湾	情報技術	2.7%

※マザーファンドの対純資産総額比です。

## 年間收益率の推移



※ファンドの年間收益率は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。

※当ファンドには、ベンチマークはありません。

※2017年は、設定時から2017年末までの騰落率です。

※2025年は、2025年3月末までの騰落率です。

※ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

※ファンドの運用状況は別途、委託会社のホームページで開示しています。

# 手続・手数料等

## お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※販売会社の照会先にお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が指定する日までにお支払いください。
換金単位	1口単位 ※販売会社によって異なる場合があります。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	原則として、換金申込受付日から起算して8営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として、販売会社の営業日の午後3時30分までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。 ※販売会社によっては異なる場合がありますので、詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
購入の申込期間	2025年6月11日から2025年12月10日まで ※上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
購入・換金申込不可日	販売会社の営業日であっても、下記のいずれかに該当する場合は、購入・換金の申込みの受付は行ないません。 詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 <ul style="list-style-type: none"><li>・シンガポール証券取引所の休業日</li><li>・香港証券取引所の休業日</li><li>・ニューヨーク証券取引所の休業日</li><li>・英國証券取引所の休業日</li><li>・シンガポールの銀行休業日</li><li>・香港の銀行休業日</li><li>・ニューヨークの銀行休業日</li><li>・ロンドンの銀行休業日</li></ul>
換金制限	ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするために、大口の換金には受付時間制限および金額制限を行なう場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争など)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少など、その他やむを得ない事情があるときは、購入および換金の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた購入および換金の申込みの受付を取り消すことができます。
信託期間	無期限(2017年9月7日設定)
繰上償還	次のいずれかの場合等には、繰上償還することができます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・ファンドの純資産総額が10億円を下回ることになった場合</li><li>・繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき</li><li>・やむを得ない事情が発生したとき</li></ul>
決算日	毎年9月10日(休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年1回、分配方針に基づいて分配を行ないます。 ※販売会社との契約によっては再投資が可能です。
信託金の限度額	3,500億円
公告	電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。 ホームページ アドレス <a href="http://www.nikkoam.com/">www.nikkoam.com/</a> ※なお、やむを得ない事由により公告を電子公告によって行なうことができない場合には、 公告は日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎期決算後および償還後に交付運用報告書は作成され、知れている受益者に対して提供されます。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 <ul style="list-style-type: none"><li>・公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度(NISA)の適用対象となります。</li><li>・当ファンドは、NISAの「成長投資枠(特定非課税管理勘定)」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</li><li>・配当控除の適用はありません。</li><li>・益金不算入制度は適用されません。</li></ul>

## ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

#### 投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	<b>購入時の基準価額に対し3.3%(税抜3%)以内</b> ※購入時手数料は販売会社が定めます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。 ※購入時手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。
信託財産留保額	<b>ありません。</b>

#### 投資者が信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用 (信託報酬)	<b>ファンドの日々の純資産総額に対し年率1.881%(税抜1.71%)</b> 運用管理費用は、日々計上され、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日の場合はその翌営業日とします。)および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払われます。 ＜運用管理費用の配分(年率)＞			
	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の基準価額×信託報酬率			
	合計	委託会社	販売会社	受託会社
	1.71%	0.85%	0.80%	0.06%
委託会社 委託した資金の運用の対価				
販売会社 運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価				
受託会社 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価				
※表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。 ※マザーファンドの投資顧問会社が受ける報酬は、上記委託会社が受ける運用管理費用の中から支払います。				
その他の 費用・手数料	諸費用 (目論見書の 作成費用など)	<b>ファンドの日々の純資産総額に対して年率0.1%を乗じた額の信託期間を通じた合計を上限とする額</b> ①目論見書などの作成および交付に係る費用、②運用報告書の作成および交付に係る費用、 ③計理およびこれに付随する業務に係る費用(①～③の業務を委託する場合の委託費用を含みます。)、④監査費用などは委託会社が定めた時期に、信託財産から支払われます。 ※監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。		
	売買委託 手数料など	組入有価証券の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、借入金の利息、立替金の利息 および貸付有価証券関連報酬(有価証券の貸付を行なった場合は、信託財産の収益となる品貸料 に0.55(税抜0.5)を乗じて得た額)などがその都度、信託財産から支払われます。 ※運用状況などにより変動するものであり、事前に料率、上限額などを表示することはできません。		

投資者の皆様にご負担いただくファンドの費用などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

・税金は表に記載の時期に適用されます。

・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

※少額投資非課税制度(NISA)をご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※上記は2025年6月10日現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にて確認されることをお勧めします。

## (参考情報) ファンドの総経費率

対象期間:2023年9月12日～2024年9月10日

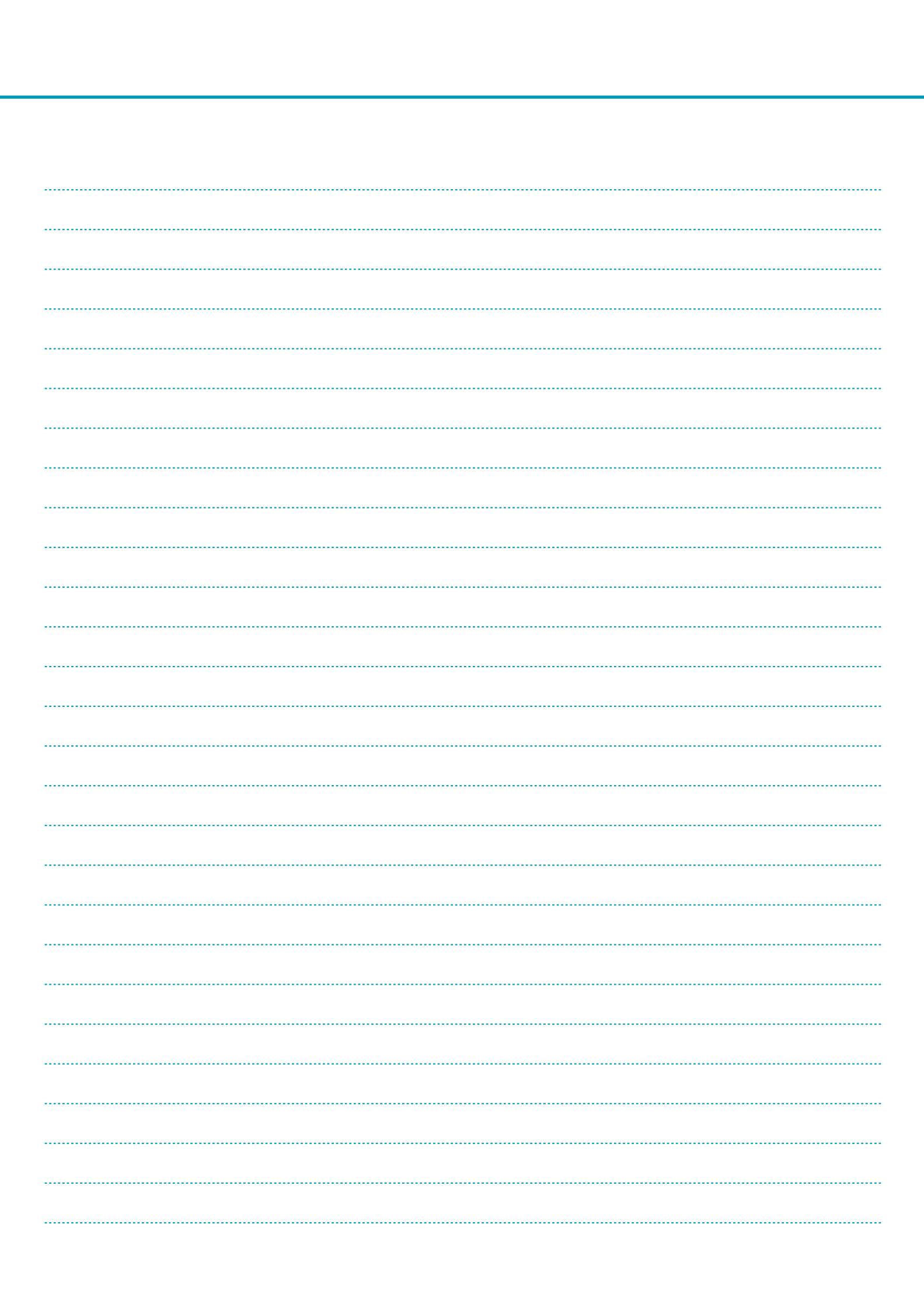
総経費率(①+②)	①運用管理費用の比率	②その他費用の比率
2.45%	1.88%	0.57%

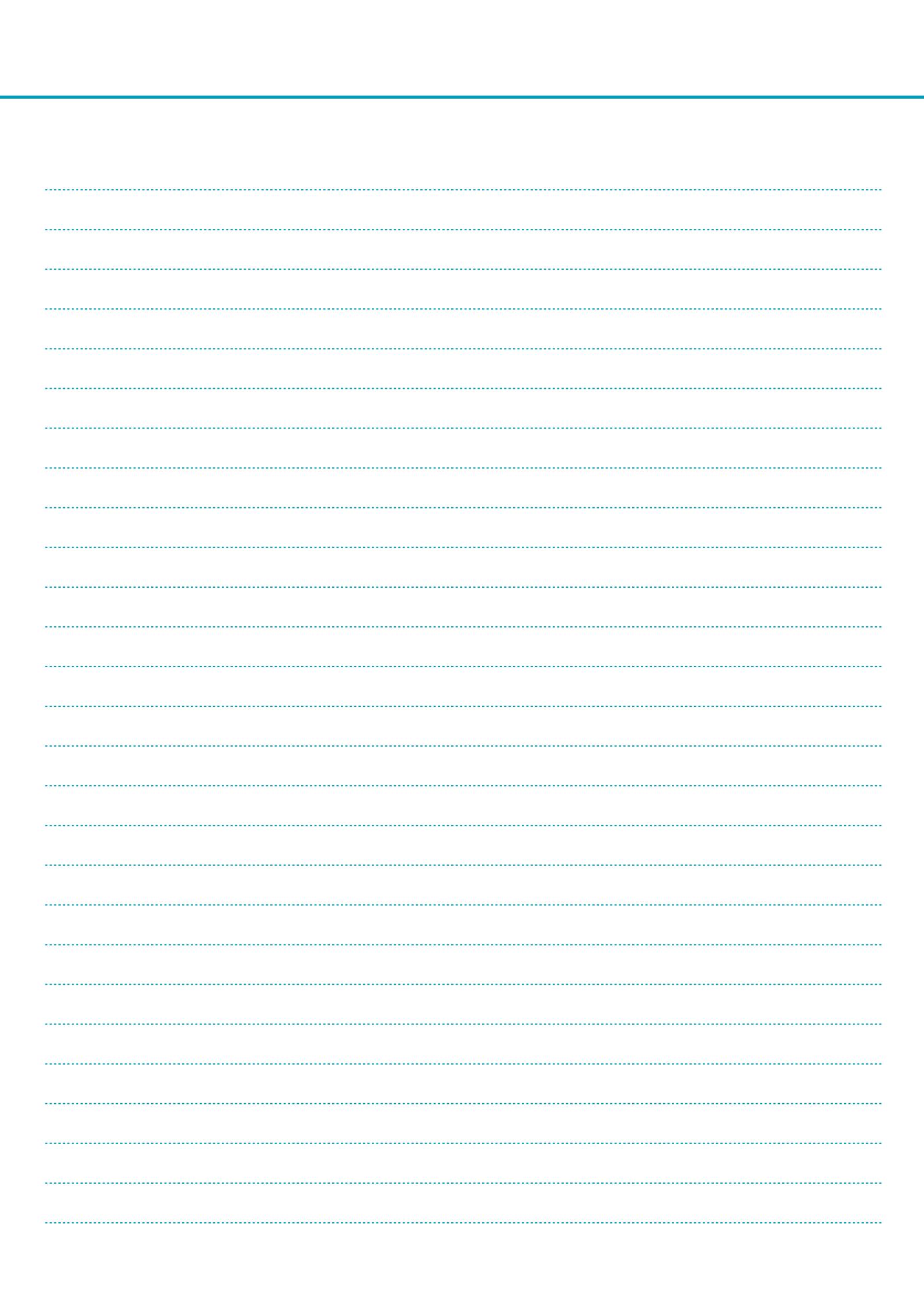
※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した値(年率)です。

※これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

※運用管理費用の内訳等の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。







このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。  
(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

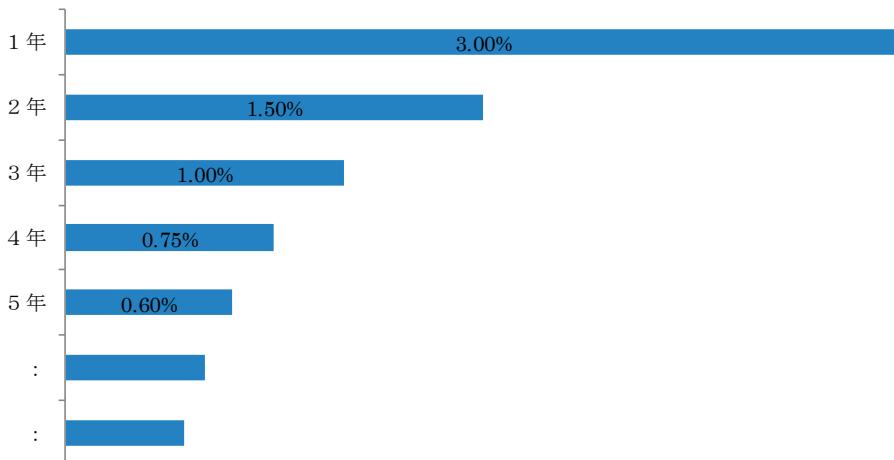
## 購入時手数料に関するご説明

■投資信託の購入時手数料は、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

例えば、購入時手数料が3%（税抜）の場合

【保有期間】

【1年あたりのご負担率（税抜）】



※投資信託によっては、購入時手数料を頂戴せず、ご解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど1年あたりのご負担率はしだいに減っていきます。

※上記の図の手数料率や保有期間は例示です。

実際の手数料率や残存期間等の詳細は目論見書又は販売用資料（リーフレット）等でご確認ください。

投資信託をご購入いただいた場合には、上記の購入時手数料のほか、信託報酬等をご負担いただきます。

また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

## 目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、以下と目論見書の内容をよくお読みください。

## 利益相反の可能性の情報提供に関するご説明

■当ファンドのお取引に関し、以下の事項があることにより、当行とお客さまとの利益が相反するおそれがあります。

- ・当行は、当ファンドを販売することにより、目論見書に記載の販売会社が配分を受ける信託報酬を受領いたします。

このページの下記情報は、株式会社三井住友銀行からのお知らせです。

(このページの以下の記載は目論見書としての情報ではございません)

## 目論見書補完書面（投資信託）

投資信託をご購入の際は、この書面と目論見書の内容をよくお読みください。

### ■投資信託（ファンド）のお取引にあたり特に重要な事項

- ・本ファンドは預金と異なり、元本が保証されているものではありません。
- ・本ファンドにおける運用会社（委託者等）が行う運用等により生じた損益は、すべてご購入された投資家（受益者）に帰属します。投資家（受益者）は、収益分配金、償還金、換金（解約）に対する請求権を有します。
- ・ファンドは、主に有価証券等（株式や債券等）を投資対象としています。ファンドの基準価額（純資産総額）は、組み入れる有価証券等を日々時価評価して算出されますので、基準価額の下落により投資元本を割り込むおそれがあります。

### ■書面による解除（クーリング・オフ）

本ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

### ■本ファンドに係る契約および販売会社の概要

- ・ファンドの信託期間は、信託約款で定められています。信託期間は、委託者等の所定の手続により延長、または短縮される場合があります。
- ・当行は、本ファンドの販売会社として、募集の取扱および販売等に関する事務を行います。

商号等	株式会社三井住友銀行（登録金融機関）関東財務局長（登金）第54号
本店所在地	〒100-0005 東京都千代田区丸の内一丁目1番2号
設立年月日	平成8年6月6日
加入協会	日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会 一般社団法人第二種金融商品取引業協会
当行の苦情処理措置及び紛争解決措置	一般社団法人全国銀行協会または特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センターを利用 一般社団法人全国銀行協会 連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772 特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター 連絡先 電話番号 0120-64-5005
対象事業者となっている認定投資者保護団体の有無	無
主な事業	銀行業務・登録金融機関業務
当行が行う登録金融機関業務の内容及び方法の概要	・国債証券等のディーリング業務、投資信託受益証券等の窓口販売業務 ・短期有価証券及び短期社債等、資産金融型有価証券の売買等 ・私募の取扱い業務、金融商品仲介業務 ・店頭デリバティブ取引
連絡先	三井住友銀行コールセンターまたはお取引のある支店までご連絡ください。 三井住友銀行コールセンター 0120-431-952

※より詳細な当行の概要は、店頭またはインターネット（www.smbe.co.jp）に備えるディスクロージャー（開示資料）をご覧ください。

### ■「新シルクロード経済圏ファンド」の三井住友銀行でのお取引条件について

- 購入時手数料（消費税込）は、購入代金《購入金額（購入価額〔1口当たり〕×購入口数）に購入時手数料（消費税込）を加算した額》に応じて、以下の手数料率を購入金額に乗じて得た額となります。

	購入代金	手数料率
購入時手数料	1億円未満	3.30%（税抜 3.00%）
	1億円以上5億円未満	1.650%（税抜 1.50%）
	5億円以上10億円未満	0.825%（税抜 0.75%）
	10億円以上	0.550%（税抜 0.50%）

※「分配金自動再投資型」において、収益分配金の再投資により取得する口数については、購入時手数料はかかりません。

※別に定める場合はこの限りではありません。

- 購入単位（購入代金の単位）は以下の通りとなります。

当初購入の場合	1万円以上1円単位
追加購入の場合	1万円以上1円単位
投信自動積立の場合	1万円以上1千円単位

※当ファンドの保有残高がある場合または「投信自動積立」をすでに申込の場合を「追加購入」といいます。